

# 参考資料

## (他の社会福祉施設等の基準概要)

各種制度における施設基準等の比較について 1-1

	無料低額宿泊所	救護施設	宿所提供施設	養護老人ホーム	軽費老人ホーム	都市型軽費老人ホーム
概要	第2種社会福祉事業のうち、「生計困難者のために、無料または低額な料金を、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業」として開設された施設	身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させ、生活扶助を行う施設	住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行う施設	65歳以上のものであって、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者を入所させ、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行う措置施設	無料又は低額な料金を、家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な老人を入所させ、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供与することを目的とする施設	無料又は低額な料金を、家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な老人を入所させ、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供与することを目的とする施設 ※小規模な軽費老人であって、原則として既成市街地等に設置され、かつ、都道府県知事が地域の実情を勘案して指定
設備に関する基準	【居室】 ・原則として、個室 ・1居室の面積7.43平方メートル以上 これにより難しい場合は、居室の床面積が1人当たり4.95平方メートル以上	【居室】 ・1の居室の入所人員は原則4人以下 ・入所者1人あたりの床面積(収納設備等を除き)3.3平方メートル以上	【居室】 ・1世帯1居室 やむを得ない理由がある場合は2世帯以上 ・入所者1人あたりの床面積(収納設備等を除き)3.3平方メートル以上	【居室】 ・原則として、個室 ・入居者1人当たりの床面積10.65平方メートル以上	【居室】 ・原則として、個室 ・居室の床面積21.6平方メートル以上(洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を除いた有効面積14.85平方メートル以上) ・2人で共用している場合は、31.9平方メートル以上 ※例外あり	【居室】 ・原則として、個室 ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は2人 ・居室の床面積7.43平方メートル(収納設備除く)以上 ただし、10.65平方メートル以上が望ましい
	【防火設備】 ・耐火建築物又は準耐火建築物であること ・建築基準法、消防法に規定される避難設備、消火設備等を十分に設けること	【防火設備】 ・耐火建築物又は準耐火建築物であること ※例外あり	【防火設備】 ・特になし(消防法及び建築基準法に基づき設置)	【防火設備】 ・耐火建築物又は準耐火建築物であること ※例外あり	【防火設備】 ・耐火建築物又は準耐火建築物であること ※例外あり	【防火設備】 ・耐火建築物又は準耐火建築物であること ※例外あり
	【その他設備】 ・談話室、相談室、浴室、洗面所、トイレ、食堂(食事を提供する場合)	【その他設備】 ・静養室、食堂、集会室、浴室、洗面所、便所、医務室、調理室、事務室、宿直室、介護職員室、面接室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、霊安室	【その他設備】 ・炊事設備、便所、面接室、事務室	【その他設備】 ・居室、静養室、食堂、集会室、浴室、洗面所、便所、医務室、調理室、宿直室、職員室、面談室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、霊安室、事務室その他必要な設備 ※例外あり	【その他設備】 ・居室、談話室・娯楽室又は集会室、食堂、浴室、洗面所、便所、調理室、面談室、洗濯室又は洗濯場、宿直室、事務室その他必要な設備 ※例外あり	【その他設備】 ・居室、食堂、浴室、洗面所、便所、調理室、面談室、洗濯室又は洗濯場、宿直室、事務室その他必要な設備 ※例外あり

各種制度における施設基準等の比較について 1-2

	無料低額宿泊所	救護施設	宿所提供施設	養護老人ホーム	軽費老人ホーム	都市型軽費老人ホーム
運営に関する基準	<b>【苦情への対応】</b> ・適切な解決に努める	<b>【苦情への対応】</b> ・苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる	<b>苦情への対応】</b> ・苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる	<b>【苦情への対応】</b> ・苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる	<b>【苦情への対応】</b> ・苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる	<b>【苦情への対応】</b> ・苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる
	<b>【帳簿等の整備】</b> ・領収書、契約書の保管 ・施設の収支、設備、職員、会計及び利用者の状況に関する帳簿を整備	<b>【帳簿等の整備】</b> ・設備、職員、会計及び利用者の処遇の状況に関する帳簿を整備	<b>【帳簿等の整備】</b> ・設備、職員、会計及び利用者の処遇の状況に関する帳簿を整備	<b>【帳簿等の整備】</b> ・設備、職員、会計、入居者の処遇の状況に関する諸記録を整備	<b>【帳簿等の整備】</b> ・設備、職員、会計、入居者の処遇の状況に関する諸記録を整備	<b>【帳簿等の整備】</b> ・設備、職員、会計、入居者の処遇の状況に関する諸記録を整備
	<b>【情報開示】</b> ・収支の状況を公開利用者に対して、 ・サービスの内容、料金、福祉サービスに関する苦情を受け付けるための窓口等を記載した書面を交付	<b>【情報開示】</b> ・規定なし	<b>【情報開示】</b> ・規定なし	<b>【情報開示】</b> ・規定なし	<b>【情報開示】</b> ・入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付	<b>【情報開示】</b> ・入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付
支援内容	<b>【支援内容】</b> ・生活相談、金銭管理、健康管理、衛生管理  (金銭管理について) 金銭管理は原則として、利用者自身 ただし、利用者からの希望があれば行う その場合は、利用者からの依頼の事実を書面で確認し、金銭の管理方法、本人への定期的報告等を管理規定等で定めること	<b>【支援内容】</b> ・食事の提供、健康管理、衛生管理、生活指導、金銭管理等  (金銭管理について) 入居者に係る金銭は以下のとおり管理 ・その他の財産を区別すること ・支給の趣旨に従って用いること ・収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること ・入居者が退去した場合は速やかに金銭を返還すること	<b>【支援内容】</b> ・生活相談、衛生管理	<b>【支援内容】</b> ・食事提供、生活相談等、居宅サービス等の利用、健康管理	<b>【支援内容】</b> ・食事提供、生活相談等、居宅サービス等の利用、健康の保持	<b>【支援内容】</b> ・食事提供、生活相談等、居宅サービス等の利用、健康の保持

各種制度における施設基準等の比較について 1-3

	無料低額宿泊所	救護施設	宿所提供施設	養護老人ホーム	軽費老人ホーム	都市型軽費老人ホーム
職員に関する基準	<p>【職員の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設長、職員</li> </ul>	<p>【職員の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設長、医師、生活指導員、介護職員、看護師又は准看護師、栄養士、調理員(調理業務を委託する場合は置かなくてよい)</li> </ul>	<p>【職員の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設長</li> </ul>	<p>【職員の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設長、医師、生活相談員、支援員、看護師又は准看護師、栄養士、調理員、事務員その他の職員</li> </ul>	<p>【職員の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設長、生活相談員、介護職員、栄養士、事務員、調理員その他の職員</li> </ul>	<p>【職員の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設長、生活相談員、介護職員、栄養士、事務員、調理員その他の職員</li> </ul>
	<p>【職員の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設長</li> <li>①社会福祉法第19条第1項各号に該当する</li> <li>②社会福祉事業に2年以上従事した者</li> <li>③その他同等以上の能力を有すると認められる者</li> <li>・職員</li> <li>可能な限り社会福祉主事の資格を有すること</li> </ul>	<p>【職員の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設長</li> <li>①社会福祉法第19条第1項各号に該当する</li> <li>②社会福祉事業に2年以上従事した者</li> <li>③その他同等以上の能力を有すると認められる者</li> <li>・生活指導員</li> <li>施設長の要件①～⑤、⑦</li> </ul>	<p>【職員の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設長</li> <li>①社会福祉法第19条第1項各号に該当する</li> <li>②社会福祉事業に2年以上従事した者</li> <li>③その他同等以上の能力を有すると認められる者</li> </ul>	<p>【職員の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設長</li> <li>①社会福祉法第19条第1項各号に該当する</li> <li>②社会福祉事業に2年以上従事した者</li> <li>③その他同等以上の能力を有すると認められる者</li> <li>・生活相談員</li> <li>施設長の要件①～⑤、⑦</li> </ul>	<p>【職員の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設長</li> <li>①社会福祉法第19条第1項各号に該当する</li> <li>②社会福祉事業に2年以上従事した者</li> <li>③その他同等以上の能力を有すると認められる者</li> <li>・生活相談員</li> <li>施設長の要件①～⑤、⑦</li> </ul>	<p>【職員の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設長</li> <li>①社会福祉法第19条第1項各号に該当する</li> <li>②社会福祉事業に2年以上従事した者</li> <li>③その他同等以上の能力を有すると認められる者</li> <li>・生活相談員</li> <li>施設長の要件①～⑤、⑦</li> </ul>
	<p>【職員数の基準】</p> <p>規定なし</p>	<p>【職員数の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活指導員、介護職員、看護師又は准看護師の総数は、おおむね入所者数を5.4で除して得た数以上</li> </ul>	<p>【職員数の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし</li> </ul>	<p>【職員数の基準】</p> <p>原則として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設長 1</li> <li>・医師:健康管理等を行うために必要な数</li> <li>・生活相談員:入所者数が30又はその端数を増すごとに1以上</li> <li>・支援員:一般入所者数が15又はその端数を増すごとに1人以上</li> <li>・看護師又は准看護師 入所者数が100又はその端数が増すごとに1人以上</li> <li>・栄養士 1以上</li> <li>・調理員、事務員その他の職員:適当な数</li> </ul>	<p>【職員数の基準】</p> <p>原則として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設長 1</li> <li>・生活相談員 入所者数が120又はその端数を増すごとに1以上</li> <li>・介護職員 入居者数30以下 1以上</li> <li>入所者数31～80 2以上</li> <li>入居者数81～ 2+適当な数</li> <li>・栄養士 1以上</li> <li>・事務員 1以上</li> <li>・調理員、その他の職員 適当な数</li> </ul>	<p>【職員数の基準】</p> <p>原則として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設長 1</li> <li>・生活相談員 1以上</li> <li>・介護職員 1以上(常勤換算方法)</li> <li>・栄養士 1以上</li> <li>・事務員 1以上</li> <li>・調理員、その他の職員 適当な数</li> </ul>

各種制度における施設基準等の比較について 1-4

	無料低額宿泊所	救護施設	宿所提供施設	養護老人ホーム	軽費老人ホーム	都市型軽費老人ホーム
職員に関する基準	<p>【勤務体制】 規定なし</p>	<p>【勤務体制】 ・職員は、もっぱら当該施設の職務に従事することができる者をもって充てなければならない ただし、利用者の処遇に支障が無い場合はこの限りでない ・直接利用者の処遇に当たる生活指導員、介護職員等(直接処遇職員)については兼業不可</p>	<p>【勤務体制】 ・職員は、もっぱら当該施設の職務に従事することができる者をもって充てなければならない ただし、利用者の処遇に支障が無い場合はこの限りでない</p>	<p>【勤務体制】 原則として、 ・職員は、もっぱら当該施設の職務に従事することができる者をもって充てなければならない ・適切な処遇ができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 ・夜間、深夜の時間帯は1以上の職員をおこななければいけない。</p>	<p>【勤務体制】 原則として、 ・職員は、もっぱら当該施設の職務に従事することができる者をもって充てなければならない ・適切な処遇ができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 ・夜間、深夜の時間帯は1以上の職員をおこななければいけない。</p>	<p>【勤務体制】 原則として、 ・職員は、もっぱら当該施設の職務に従事することができる者をもって充てなければならない ・適切な処遇ができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 ・夜間、深夜の時間帯は1以上の職員をおこななければいけない。</p>

各種制度における施設基準等の比較について 2-1

	有料老人ホーム	サービス付き高齢者向け住宅	認知症高齢者グループホーム	障害者グループホーム	福祉ホーム
概要	老人を入居させ、当該老人に対して「入浴、排せつ若しくは食事の介護」、「食事の提供」、「洗濯、掃除等の家事」又は「健康管理」の供与をする事業を行う施設	高齢者向け賃貸住宅又は有料老人ホームであって、居住専用部分に高齢者を入居させ、状況把握サービス、生活相談サービス、その他の高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスを提供する事業を行う住宅	認知症（急性を除く）の高齢者に対して、共同生活住居で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う共同生活の住居	障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うサービス	現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設
設備に関する基準	<p>【居室】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個室</li> <li>・入居者1人当たりの床面積13平方メートル以上</li> </ul>	<p>【居室】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各居住部分の床面積が25平方メートル以上</li> <li>居間、食堂等が共同して利用するために十分な面積を有する場合は18平方メートル以上</li> </ul>	<p>【居室】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1の居室の定員は1人</li> <li>ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は2人</li> <li>・居室の床面積7.43平方メートル以上</li> </ul>	<p>【居室】</p> <p>(本体住居)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1の居室の定員は1人</li> <li>ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は2人</li> </ul> <p>(サテライト型住居)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居室の定員は1人</li> </ul> <p>(共通事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居室の面積(収納設備等を除き)7.43平方メートル以上</li> </ul>	<p>【居室】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1の居室の定員は原則1人</li> <li>・利用者1人当たりの床面積9.9平方メートル以上</li> </ul>
	<p>【防火設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐火建築物又は準耐火建築物であること</li> <li>※例外あり</li> <li>・建築基準法、消防法に規定される避難設備、消火設備等を十分に設けること</li> </ul>	<p>【防火設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし(消防法及び建築基準法に基づき設置)</li> </ul>	<p>【防火設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし(消防法及び建築基準法に基づき設置)</li> </ul>	<p>【防火設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし(消防法及び建築基準法に基づき設置)</li> </ul>	<p>【防火設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐火建築物又は準耐火建築物であること</li> <li>※例外あり</li> </ul>
	<p>【その他設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・整備しなければならない設備</li> <li>浴室、洗面設備及び便所</li> <li>・提供するサービスに応じ整備</li> <li>食堂、医務室又は健康管理室、看護・介護職員室、機能訓練室、談話室又は応接室、洗濯室、汚物処理室、健康・生きがい施設</li> </ul>	<p>【その他設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・台所、水洗便所、収納設備、洗面設備及び浴室</li> <li>・段差のない床、浴室等の手すり</li> </ul>	<p>【その他設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居間、食堂、居間、台所、浴室、消火設備その他非常災害に際して必要な設備</li> </ul>	<p>【その他設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない</li> </ul>	<p>【その他設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居室、浴室、便所、管理人室、共用室</li> </ul>

各種制度における施設基準等の比較について 2-2

	有料老人ホーム	サービス付き高齢者向け住宅	認知症高齢者グループホーム	障害者グループホーム	福祉ホーム
運営に関する基準	<b>【苦情への対応】</b> ・設置者が苦情処理の体制を整備するとともに、外部の苦情処理機関について入居者に周知すること。	<b>【苦情への対応】</b> ・規定なし	<b>【苦情への対応】</b> ・苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる	<b>【苦情への対応】</b> ・苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる ・苦情に関して都道府県、市町村が行う調査への協力、指導等に従って必要な改善を行う	<b>【苦情への対応】</b> ・苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる ・苦情に関して、都道府県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行う
	<b>【帳簿等の整備】</b> ・入居者からの金銭の受領記録、提供した日常生活上の便宜の内容、身体拘束、苦情の内容、事故の内容等に関する帳簿を整備	<b>【帳簿等の整備】</b> ・住宅の改修の実施状況、提供したサービスの内容、入居者からの金銭の受領記録、苦情の内容、事故の内容等に関する帳簿を整備	<b>【帳簿等の整備】</b> ・従業者、設備、備品、会計、入居者の処遇の状況に関する諸記録を整備	<b>【帳簿等の整備】</b> ・従業者、設備、利用者に対するサービス及び会計に関する諸記録を整備	<b>【帳簿等の整備】</b> ・職員、設備、備品、会計、入居者の処遇の状況に関する諸記録を整備
	<b>【情報開示】</b> ・入居者、入居希望者に対して、契約書及び施設において供与される日常生活上の便宜の内容、費用負担の額その他の入居契約に関する重要な事項を記した文書を交付	<b>【情報開示】</b> ・登録住宅に入居しようとする者に対し、入居契約を締結するまでに、登録事項、入居契約の内容に関する事項、介護サービス情報、家賃等の前払金に関する事項等について書面を交付して説明	<b>【情報開示】</b> ・認知症対応型共同生活介護計画を交付し、運営推進会議に対する報告、評価、要望、助言等について記録を作成するとともに公表	<b>【情報開示】</b> 利用申込者に対して、障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、運営規程の概要、従業者の勤務体制、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付	<b>【情報開示】</b> ・規定なし
	<b>【支援内容】</b> (入居者との契約内容に基づきサービスを提供) ・食事サービス、生活相談・助言等、健康管理と治療への協力、介護サービス、安否確認又は状況把握、機能訓練、レクリエーション、身元引受人への連絡等、金銭等管理、家族との交流・外出の機会の確保 (金銭管理について) 金銭等管理は原則として、利用者自身ただし、入居者からの依頼、認知症等による判断能力の低下が認められ、身元引受人等の承諾があれば行うことができる その場合は、利用者からの依頼等を書面で確認し、金銭の管理方法、本人への定期的報告等を管理規定等で定めること	<b>【支援内容】</b> (提供しなければならないサービス) ・状況把握サービス、生活相談サービス (入居者との契約内容に応じて提供するサービス) ・入浴・排泄・食事等の介護に関するサービス、食事の提供に関するサービス、調理・洗濯・掃除等の家事に関するサービス、心身の健康の維持及び増進に関するサービス	<b>【支援内容】</b> ・入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練	<b>【支援内容】</b> ・相談、入浴、排泄、食事の介護、その他の日常生活上の援助	<b>【支援内容】</b> ・低額な料金を、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与

各種制度における施設基準等の比較について 2-3

	有料老人ホーム	サービス付き高齢者向け住宅	認知症高齢者グループホーム	障害者グループホーム	福祉ホーム
職員に関する基準	<p>【職員の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入居者の数及び提供するサービス内容に応じ以下の職員を配置</li> <li>管理者、生活相談員、栄養士、調理員、介護職員及び看護職員、機能訓練指導員</li> </ul>	<p>【職員の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療法人、社会福祉法人、指定居宅サービス事業者等に従事する者</li> <li>・医師、看護師、准看護師、介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員又は養成研修修了者</li> </ul>	<p>【職員の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者、代表者、介護従業者、計画作成担当者</li> </ul>	<p>【職員の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者、サービス管理責任者、世話人、生活支援員</li> </ul>	<p>【職員の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理人</li> </ul>
	<p>【職員の要件】</p> <p>(介護サービスを提供する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者その他の介護サービスの責任者の地位にある者</li> <li>高齢者の介護について知識、経験を有する者</li> <li>・機能訓練指導員</li> <li>日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者</li> </ul>	<p>【職員の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・状況把握サービス及び生活相談サービスを提供する職員</li> <li>医療法人、社会福祉法人、指定居宅サービス事業者等に従事する者</li> <li>医師、看護師、准看護師、介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員又は養成研修修了者</li> </ul>	<p>【職員の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者</li> <li>①当該事業を行うに当たり必要な知識及び経験を有し、</li> <li>②特養等の従業者及び訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、</li> <li>③厚生労働大臣が定める研修を修了している者</li> <li>・代表者</li> <li>①特養等の従業者及び訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は、保健医療サービス若しくは、福祉サービスの提供を行う事業の経験に携わった経験を有する者であって、</li> <li>②管理者の要件③</li> </ul>	<p>【職員の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者</li> <li>適切な指定共同生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有する者</li> <li>・サービス管理責任者</li> <li>①実務経験者</li> <li>②身体障害、知的障害又は精神障害を有する者の地域生活に関する分野のサービス管理責任者研修を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者のうち、相談支援従事者初任者研修(講義部分)修了者又は旧障害者ケアマネジメント研修修了者のいずれかに該当する者</li> </ul>	<p>【職員の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者の福祉の増進に熱意を有し、福祉ホームを適切に運営する能力を有する者</li> </ul>



各種制度における施設基準等の比較について 2-3

	有料老人ホーム	サービス付き高齢者向け住宅	認知症高齢者グループホーム	障害者グループホーム	福祉ホーム
職員に関する基準	<p>【職員数の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入居者の数及び提供するサービス内容に応じ職員を配置</li> </ul>	<p>【職員数の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・状況把握サービス及び生活相談サービスを提供する職員を日中1人以上配置</li> </ul>	<p>【職員数の基準】</p> <p>原則として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護従事者 利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上</li> <li>・計画作成担当者 ユニットごとに1</li> <li>・管理者 ユニットごとに1</li> </ul> <p>※管理上支障がない場合、ユニット間の兼務可能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・代表者 1</li> </ul>	<p>【職員数の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・世話人 利用者数を以下の数で除した数以上(常勤換算方法) 介護サービス包括型・外部サービス利用型 6 日中サービス支援型 5</li> <li>・生活支援員 各障害支援区分に該当する利用者数に各障害支援区分に応じて規定された数を除した数の合計数以上(常勤換算方法)</li> <li>・サービス管理責任者 利用者数30以下 1以上 利用者数31以上 1人に、利用者数が30人を超えて30又はその端数を増す毎に1人を加えて得た数以上</li> </ul>	<p>【職員数の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・規定なし</li> </ul>
	<p>【勤務体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入居者の実態に即し、夜間の介護、緊急時に対応できる数の職員を配置</li> </ul>	<p>【勤務体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・状況把握サービスを毎日1回以上提供</li> <li>・原則として夜間を除き、同一、隣接、又は近接する敷地にある建物に常駐し、状況把握サービス及び生活相談サービスを提供</li> <li>・上記以外の時間においては、各居住部分に、入居者の心身の状況に関し必要に応じて通報する装置を設置して状況把握サービスを提供</li> </ul>	<p>【勤務体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間、深夜の時間帯を通じて1以上の職員をおこななければいけない。</li> </ul>	<p>【勤務体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員は、専ら共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。なお、日中サービス支援型は、従業者のうち1人以上は常勤でなければならない。</li> </ul>	<p>【勤務体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・規定なし</li> </ul>